

平成29年度人事院政策評価結果

人事院会議決定
平成30年3月23日

人事院は、平成29年度人事院政策評価結果について、次のとおり決定する。

評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価する。

○「達成度」に係る評価基準

評価(高順位)	評価の目安
目標超過達成	具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標について具体的な成果が得られるなど大きな進展がみられた
目標達成	具体的な取組内容をすべて実現した
相当程度進展あり	具体的な取組内容をおおむね実現した
進展が大きくない	具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった
目標に向かっていない	具体的な取組内容をほとんど実現できなかった

評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<p>1 人材確保策の検討、充実 【人材局】</p> <p>(政策目標)</p> <p>多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。</p>	目標達成	1
<p>2 若手職員を対象とした研修での実地体験プログラムや英語による意見交換の充実、ハラスメント防止研修の再構築、マネジメント研修の拡充など時代の要請に応じた公務員の育成 【人材局・公務員研修所】</p> <p>(政策目標)</p> <p>行政課題の複雑・多様化や国際化、公務運営を取り巻く環境変化に伴い、執務を離れた研修の重要性が増している。国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点の涵養並びに研修に関する専門的知見を活用した人材育成の観点から、各種研修の充実、効果的な実施を図る。</p>	目標達成	6
<p>3 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現 【給与局】</p> <p>(政策目標)</p> <p>人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。</p>	目標達成	9
<p>4 職業生活と家庭生活の両立支援の推進 【職員福祉局】</p> <p>(政策目標)</p> <p>公務運営の確保に配慮しつつ、職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、長時間労働の是正や柔軟な働き方の促進等、適正な勤務環境の実現に向けた取組を進める。</p>	目標達成	13
<p>5 公平審査の適正かつ円滑な実施 【公平審査局】</p> <p>(政策目標)</p> <p>各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p>	相当程度 進展あり	16
<p>6 人事・給与関係業務情報システムの安定的な運用 【官房部局】</p> <p>(政策目標)</p> <p>人事・給与関係業務情報システムにより給与支給等を行っている本番稼働府省の安定的な運用の確保及び前年度からの並行稼働府省の確実な本番稼働の実現に努める。さらに、「人事・給与業務・システム最適化計画（平成16年2月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成29年2月28日同会議最終改定。）に掲げられている施策を実施し、人事給与業務の簡素化・効率化を図るとともに、システム運用等に係る政府全体の経費の最小限化等を実現する。</p>	目標達成	19